

あなたのアイデアとパワーで地域課題を解決！ 協働事業提案を募集

～平成19年度高津区協働事業提案事業 募集案内

高津区役所では、皆さんのアイデアとパワーで地域課題を解決する事業を募集します。高津をもっと住みよいまちにするため、企画力と実行力のある団体の提案をお待ちしております。

募集期間

平成18年11月1日～12月15日

必要書類はなるべく直接高津区役所の窓口（総務企画課）へご持参ください。

（郵送の場合は、12月15日必着）

説明会

11月18日（土）午後2時～3時半 高津区役所第1会議室

相談受付

事業提案の相談は募集期間中、随時受け付けます。制度の理解を深めるためにも提出前に一度、ご相談ください。事前に電話（044-861-3131）で予約の上、お越しください。

1 協働事業提案事業の目的

地域の課題が多様化する状況の中で、すべてのニーズに行政のみがきめ細かに対応することは困難な状況にあります。一方で、地域においては市民の皆さんによる公共的な活動が活発に行われています。高津区役所では、こうした市民の生活者としての視点・発想を活かし、市民の皆さんと相互に連携・協力し、課題の解決やサービスの提供をしていくため、当該事業を実施いたします。

2 対象となる事業

対象となる事業は、区が行える業務の範囲内で、区と協働で行うことにより、地域課題の解決につながる、次に掲げるものとします。

- (1) 子ども・子育て支援に関するもの
 - (2) 高齢者支援に関するもの（介護保険特別会計を財源として行うものを除く）
 - (3) 地域の防犯に関するもの
 - (4) 地域の特性を生かしたまちづくりの推進に関するもの
 - (5) その他、地域課題の解決に資するもの
- 地域課題とは、区民や地域が抱える一定の共通性を持った問題やテーマであって、特定の個人やグループの要望ではなく、公共性があるものをいいます

ただし、次に該当するものは対象外となります

- (1) 営利目的及び特定の個人や団体のみが利益を受けることを目的とするもの
- (2) 政治・宗教・選挙活動を目的とするもの
- (3) 施設等の建設や整備を目的とするもの
- (4) 国、地方公共団体及び外郭団体から当該事業の委託・補助・助成等を受けているもの
- (5) 公序良俗に反するもの

3 事業実施期間

平成19年4月1日～平成20年3月31日

事業実施期間は、単年度を原則としますが、20年度以降も継続して事業を行うことを希望する場合は、改めて提案を行う必要があります。また、同じ事業内容での提案は、3年間を限度とします。

4 提案できる団体

原則として川崎市内に活動場所又は活動実績を有し、高津区内を対象地域として事業を行える団体（町内会・自治会、ボランティアグループ、市民活動団体、NPO、公益法人、企業等）で、次の要件を満たすものとします。

- (1) 5人以上の会員で組織していること
- (2) 組織の運営に関する規則（規約、会則等）があること
- (3) 予算・決算を管理していること
- (4) 原則として、1年以上継続して活動していること
- (5) 宗教活動や政治活動を目的とした団体でないこと
- (6) 特定の公職者（候補者を含む）、又は政党を推薦、支持、反対することを目的とした団体でないこと
- (7) 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律に規定する暴力団をいう）でないこと

5 高津区役所の役割

(1)経費の負担

1事業あたり50万円～150万円のものを4事業以内とし、総事業費を500万円以内とします。また、事業は委託方式により執行し、支払は事業終了後になりますが、支払い方法の詳細については、担当あてお問合せください。

提案事業にかかわるもので次の経費を対象とします

人件費（事業実施に伴う人件費）

報償費（講師、調査・研究にかかる謝礼など）

旅費（事業実施に伴う交通費など）

消耗品費（事務用品、材料、書籍などの購入費 1つの物品の単価は原則2万円以下）

印刷費（チラシ・資料の印刷・製本費など）

通信運搬費（郵便、電話料など）

保険料（イベント保険料など）

賃借料（会議室使用料など）

その他の経費については、別途相談

(2)便宜の供与

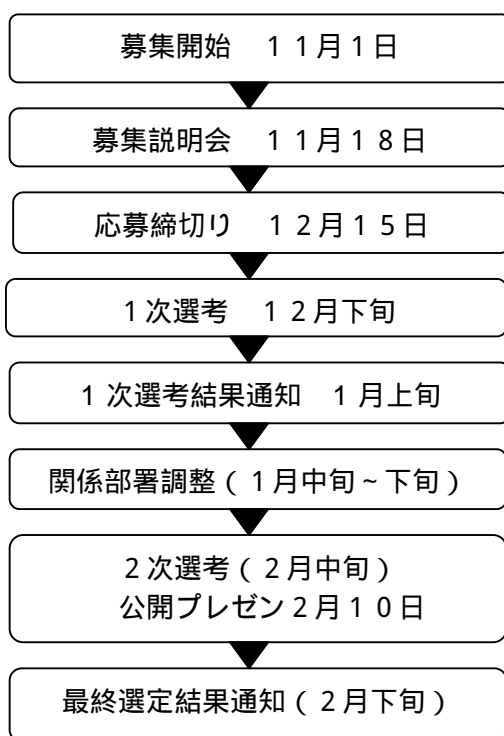
提案団体が事業を執行する上で、イベント、講習会等の開催や募集をする場合、必要に応じて、高津区役所は市政だより区版及びホームページへの掲載等の広報並びに開催場所として区役所の会議室等を提供します。

(3)関係課の役割

提案事業の内容を所管する高津区役所の関係課が、事業執行において協働の相手方としての役割を担います。

例) 事業に必要な情報・ノウハウの提供、関係機関・団体との連絡調整など

6 募集から選定までの流れ



高津区役所と協働して事業を行うことを希望する団体は、必要書類を提出します。

提案制度の説明会を開催しますので、なるべく参加してください。

1次選考は、高津区役所で書類選考を行い、結果を提案団体にお知らせいたします。

1次選考を通過した団体は、公開プレゼンテーション（以下「公開プレゼン」という）に参加します。

公開プレゼン前に関係部署と調整を行います。また、公開プレゼン用の発表資料の準備をしてもらいます。

2次選考は、公開プレゼンの発表内容や提出書類を踏まえ、選考委員会が総合的に評価し、選考します。

選考委員会が選考結果を区長に提言し、区長が検討の上、最終選定を行います。

最終結果は、公開プレゼン参加団体にお知らせします。

7 応募方法

(1) 提出書類

事業提案・計画書（第1号様式）	団体の前年度収支決算書（様式自由）
事業予算書（第2号様式）	団体の定款、規約、会則等（様式自由）
団体の概要書（第3号様式）	団体の会員名簿又は役員名簿（様式自由）
団体に関する申出書（第4号様式）	団体及び事業（活動）概要等（様式自由）
団体の前年度活動報告書（様式自由）	この他、チラシ、パンフレット等活動がわかる資料

様式（第1～4号様式：別紙参照）はホームページからダウンロードできます。

(2) 提出期間 平成18年11月1日～12月15日（郵送の場合12月15日必着）
受付時間は、平日の午前8時半～正午と午後1時～5時です。

(3) 提出方法 持参又は郵送（なるべく持参をお願いします）

(4) 提出先 〒213-8570 川崎市高津区下作延274-2
川崎市高津区役所総務企画課企画調整担当

8 選定方法

(1) 選定主体

1次選考は、高津区役所が行い、2次選考は、有識者からなる選考委員会に諮り選考し、最終的に区長が選定します。

(2) 選考方法

1次選考は、書類審査により行い、2次選考は公開プレゼンテーションで行います。1次選考に通過しても公開プレゼンテーションに参加しない場合は、選考の対象外となります。

2次選考の審査基準は別紙「審査のポイント」を参照してください。

9 協働事業協定書の締結

協働事業は、提案団体と高津区役所双方がお互いを理解・尊重し、対等な関係のもとに事業目的を共有し、それぞれの役割や責任、経費負担等を明確にした上で、実施していくことが大切です。そのため、事業を行うことが決定した団体については、事業目的、役割・責任分担や経費負担などについて担当する部署と協議を行い、事業実施前に協定書を締結していただきます。

10 事業内容の公表

制度全体の公正性、透明性を高めるため、提案団体名、提案された事業の概要、事業の実施状況、事業の実施結果等はホームページ等により公表します。

11 実施結果の取扱い

提案団体は、事業実施中の中間報告と終了後の最終報告をしていただきます。また、事業に対する自己評価もしていただきます。

提出先・お問合せ先 〒213-8570 川崎市高津区下作延274番地2

高津区役所総務企画課

044-861-3131 FAX 044-861-3103

ホームページ：高津区ホームページ 「高津区をつくろう」 「高津区協働事業提案事業」

高津区協働事業提案事業 審査のポイント

項目		審査にあたってのポイント
狙いの適切さ	目的・課題の明確性・妥当性	<ul style="list-style-type: none"> ・提案内容の目的が明確であり、妥当であるか ・提案内容の課題が明確であり、妥当であるか
	独自性	<ul style="list-style-type: none"> ・新たな市民活動としての展開や独自性、アイデアがあるか ・市内ないし区内において同様な事業を行っている事例はないか
	解決手法の妥当性	<ul style="list-style-type: none"> ・提案事業が課題を解決する手法として妥当であるか
協働の必要性	公共性	<ul style="list-style-type: none"> ・事業の対象となる者(区民)が限定されていないか ・区役所が委託するにふさわしい公共性があるか、また、提案団体に公共を担っている自覚が感じられるか
	協働性	<ul style="list-style-type: none"> ・提案団体と行政との役割分担は明確で妥当であるか ・協働で行うことにより、相乗効果が期待できるか
事業の実現性	計画内容の具体性・実現性	<ul style="list-style-type: none"> ・スケジュールが具体的・現実的であるか、また、事業を実施する上で専門的な知識や経験を活用するようになっているか。 ・地域住民の理解を得られそうか、また、地域団体と連携はとれるか
	事業効果・展望	<ul style="list-style-type: none"> ・提案事業を行うことで、区民に対して大きな効果が見込めるか ・提案事業終了後の事業の発展性、継続性は期待できるか
	予算の適正性	<ul style="list-style-type: none"> ・予算の見積りが適正であるか ・費用対効果が高いか
	団体の実施能力	<ul style="list-style-type: none"> ・提案内容を実施することができるだけの能力と実績があるか ・団体として自立しているか(組織体制、活動年数、構成員数、年間予算)
総合評価	総合評価	<ul style="list-style-type: none"> ・提案は上記評価の観点から見て総合的にバランスがとれているか

高津区協働事業提案事業 Q & A

Q：「協働」とはどのような意味か。

A：市民と市が、共通の目的を実現するために、それぞれの役割と責任の下で、お互いを尊重し、対等な関係に立って協力することをいいます（「川崎市自治基本条例」より）。一般的な協働についての基本原則では、「それぞれの主体が自立し、自主的な活動をしていること」、「事業の目的や課題を共有していること」、「事業に関して合意形成がなされていること」などがあげられます。

Q：「地域課題」とはどのような意味か。

A：区民や地域が抱える一定の共通性を持った問題やテーマであって、特定の個人やグループの要望ではなく、公共性があるものをいいます。

Q：提案することで団体にどのようなメリットがあるのか。

A：採用された場合は、団体の活動に発展性をもたせることができ、採用されない場合であっても、プレゼンテーションが公開の場で行われるため、活動内容などを多くの人にアピールすることができます。また、公開プレゼンテーションは、学びの場、交流の場にもなり得るものですので、情報交換を通じて、活動が発展していくことが期待できます。

Q：なぜ、提出前に相談が必要になるのか。

A：この制度では、市民が提案した内容を市民と区役所との協働で実施していくこととなります。提案内容が協働にふさわしいものか、協働していく上で区役所がどのような役割を担えるのかなどを関係部署等と相談することにより、提案内容の実現可能性を高めることができるため、相談が必要となります。

Q：現在、団体が既に行っている事業は対象とならないのか。

A：既存の事業でも構いませんが、現在、団体の自主事業として行っているものについては、必ず協働の視点を加えて、新たな展開を含む提案としてください。

Q：特定の個人や団体のみが利益を受ける事業とはどのようなことか。

A：提案団体に関係のある人、団体だけを対象とし、グループ内の親睦や互助のために行うような事業は対象になりません。

Q：個人では提案できないのか。

A：区役所と協働で事業に取り組むにあたり、事業の規模などを考慮すると執行体制など一定程度の組織性が必要となるということから、個人は対象外となります。

Q：活動が1年以上となっているが、高津区以外の都市での活動実績でもよいのか。

A：国や他の地方公共団体での実績でも活動実績となります。

Q：高津区役所の役割分担としてはどのようなことがあるのか。

A：経費負担、場（区役所の会議室など）の提供、広報（市政だより、区のホームページ）、情報・ノウハウの提供、関係機関との連絡調整などの役割が考えられます。

Q：高津区役所の経費負担総額と実施件数はどのくらいか。

A：1事業あたり50万円～150万円のものを4事業以内とし、総事業費500万円以内とします。20万円、30万円といった小規模の事業ではなく、50万円以上150万円以下の規模の事業を対象とします。

Q：委託方式により執行するとはどのようなことか。

A：委託方式とは、行政が行うべき事業を団体との契約により、団体が実施するものです。したがって、団体は、事業内容（提案内容）を確実に履行することが求められます。

Q：人件費というのは、事業に関わった人の経費を計上していいのか。

A：事業実施に直接係る経費についてのみ対象となります。通常の団体の運営経費は対象外です。人件費の額が適当であるかどうかは、業務内容により異なりますので、ケースごとに判断します。

Q：関係部署との調整とはどのようなことをするのか。

A：提案内容が、市で行っている事業の方向性と齟齬が生じないか、また、役割分担を検討する中で、どこまで実施することができるかなどについて、協議を行います。

Q：1次選考（書類審査）はどのような審査をするのか。

A：「提案内容がこの制度の趣旨に合っているか」、「提案団体が団体としての要件を満たしているか」などについて、審査します。

高津区協働事業提案事業 事業提案・計画書

高津区長

団体名	
代表者 氏名	

高津区協働事業提案事業に次のとおり申し込みます。

提案事業のテーマ	
事業名	
事業目的 (解決すべき課題)	
具体的な 事業内容	対象 (人)誰を
	(場所)どこで
	手法 ~することによって、~を~する
役割分担	提案団体が果たすべき役割
	高津区役所にどのような役割を果たしてもらいたいか
事業費	

【提出書類】

事業提案・計画書(様式1 - 2)

事業予算書(様式2)

団体の概要書(様式3)

団体に関する申出書(様式4)

提案内容の「事業名」「団体名」「目的・概要」等は、ホームページ等で公開します。また、提出された書類等については、原則として情報公開の対象となります。

この様式に書ききれない場合は、別途任意の様式に、必要事項を記入し、提出してください。

高津区協働事業提案事業 事業提案・計画書

事業名	
スケジュール	
事業実施の 執行体制	総括責任者、事業ごとの責任者やそれぞれの専門性について
地域や他団体との 連携	地域や他団体とのネットワーク・連携の考え方
事業効果	課題を解決することで区民がどのような効果を受けるか
事業展望	協働事業終了後の事業見通し

この様式に書ききれない場合は、別途任意の様式に、必要事項を記入し、提出してください。

事業予算書

事業名	
-----	--

支出

科目	金額	内訳
人件費		
報償費		
旅費		
消耗品費		
印刷費		
通信運搬費		
保険料		
賃借料		
その他		
合計		

団体の概要書

団体名	(ふりがな)	
所在地	〒	
代表者氏名	(ふりがな)	
	担当者氏名 住所 電話 () FAX () e-mail 団体のホームページURL	
設立(活動)開始年月		
会員数	個人: 団体:	入会条件
主な活動地域		
団体の活動目的		
主な活動内容		
これまでに助成金や委託を受けた実績	これまでに本市又は国、地方公共団体及びそれらの外郭団体の事業を受託し、又は助成金の交付を受けたことがある場合は、事業名・委託契約先・受託時期を記入してください(過去5年間程度)。	

団体に関する申出書

平成 年 月 日

団体の名称

代表者職氏名

印

(団体の名称) は、次の事項のいずれにも該当いたしません。

- 1 宗教の教義を広め、儀式行事を行い、及び信者を教化育成することを主たる目的とするもの
- 2 政治上の主義を推進し、支持し、又はこれに反対することを主たる目的とするもの
- 3 特定の公職（公職選挙法（昭和 25 年法律第 100 号）第 3 条に規定する公職をいう。）の候補者（当該候補者になろうとするものを含む。）若しくは公職にある者又は政党を推薦し、支持し、又はこれらに反対することを目的とするもの
- 4 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 2 号に規定する暴力団をいう。）

この書類は、NPO 法人以外の任意団体が応募する場合に必要です。

高津区協働事業提案事業 事業提案・計画書(記入説明)

高津区長

団体名	
代表者 氏名	

高津区協働事業提案制度に次のとおり申し込みます。

提案事業のテーマ	5つのテーマの中からひとつを選んで記入してください。
事業名	事業内容に適したわかりやすい事業名を記入してください。
事業目的 (解決すべき課題)	この事業の目的をわかりやすく、簡潔に記入してください。 また、この事業で解決すべきと考える課題も具体的に記入してください。 区民のニーズがあることを示す数字的根拠があれば明記してください。
具体的な 事業内容	対象 (人)誰を どのような人を対象として事業を行うのかを記入してください。
	対象 (場所)どこで どこで事業を実施するのか具体的な場所を記入してください。
	手法 ~することによって、~を~する 事業目的で掲げた「解決すべき課題」をどのような手法で解決していくのかを具体的に記入してください。 この欄で書ききれない場合は、別紙に記入し、添付してください
役割分担	提案団体が果たすべき役割 事業を実施する上で、提案団体として、どのような役割を果たしていくことを考えているのか、箇条書きで具体的に記入してください。
	高津区役所にどのような役割を果たしてもらいたいのか 事業を実施する上で、区役所にどのような役割を果たしてもらいたいと考えているのか、箇条書きで具体的に記載してください。区役所が果たす役割の想定としては、募集案内の中の「高津区役所の役割」をご参照ください。また、区役所の役割について、ご不明な点がありましたら、総務企画課へご相談ください。
事業費	事業費の総額を記入してください

【提出書類】

事業提案・計画書(様式1-2)
事業予算書(様式2)

団体の概要書(様式3)
団体に関する申出書(様式4)

提案内容の「事業名」「団体名」「目的・概要」等は、ホームページ等で公開することもあります。また、提出された書類等については、原則として、情報公開の対象となります。

この様式に書ききれない場合は、別途任意の様式に、必要事項を記入し、提出してください。

高津区協働事業提案事業 事業提案・計画書(記入説明)

<p>事業名</p>	
<p>スケジュール</p>	<p>月中旬 月～ 月 月中旬 月～ 月 月中旬 月～ 月</p> <p>事業を実施するスケジュールについて、どのくらいの時期にどのようなことを行う予定しているのかを具体的に記入してください。企画、準備、周知、実施など事業の工程がわかるように時系列で記入してください。</p>
<p>事業実施の 執行体制</p>	<p>総括責任者、事業ごとの責任者やそれぞれの専門性について</p> <p>総括責任者1人、担当者 人の計 人体制で実施</p> <ul style="list-style-type: none"> ・総括責任者 ・ 担当者 ・ 担当者 <p>誰がどのような役割を担うのかを具体的に記入してください。また、その方に、事業を実施する上で必要となる専門技術に関する肩書きがあれば、それも記入してください。</p>
<p>地域や他団体との 連携</p>	<p>地域や他団体とのネットワーク・連携の考え方</p> <p>事業を実施する上で、他の団体と連携をとる場合は、連携のとり方について、具体的に記入してください。また、事業を実施する際、地域の区民との調整が必要となるかについても記入してください。</p>
<p>事業効果</p>	<p>課題を解決することで区民がどのような効果を受けるか</p> <p>この事業を実施することで、誰(何)にとってどういう効果が考えられるのかを具体的に記入してください。</p>
<p>事業展望</p>	<p>協働事業終了後の事業見通し</p> <p>協働事業提案制度の事業終了後のこの事業の展望・継続の見通しなどを記入してください。</p>

この様式に書ききれない場合は、別途任意の様式に、必要事項を記入し、提出してください。

事業予算書(記入説明)

事業名	
-----	--

支出

この事業は、高津区役所からの委託料のみで実施してください。他からの収入は認められません。

科目ごとに内訳になるよう詳細に算定根拠を記入してください。

科目	金額	内訳
人件費	,	スタッフ人件費 @ , 円 × 人 × 日
報償費	,	講師謝礼 @ , 円 × 2人
旅費	,	交通費 円 × 人 × 回
消耗品費	,	@ 円 × 個 @ 円 × 本
印刷費	,	資料 @ 円 × 冊
通信運搬費	,	連絡用切手代 円 × 枚
保険料	,	行事保険料 円 × 人
賃借料	,	会議室使用料 円
その他	,	
合計	,	

ひとつの物品の単価は原則2万円以下です。

団体の概要書(記入説明)

団体名	(ふりがな)	
所在地	〒 川崎市 区 - -	
代表者氏名	(ふりがな)	
連絡者氏名	<div style="border: 1px solid black; border-radius: 15px; padding: 5px; display: inline-block;"> 日常的に連絡がとれる方を記入してください。 </div>	
	住所 川崎市 区 - - 電話 () FAX () e-mail ***@***.***. 団体のホームページURL ***.***.***	
設立(活動)開始年月	年 月 日	
会員数	個人: 人	入会条件
	団体: 団体	
主な活動地域	市内	
団体の活動目的	<div style="border: 1px solid black; border-radius: 15px; padding: 5px; display: inline-block;"> 定款や規約等に記載された目的の趣旨をわかりやすく記入してください。 </div>	
主な活動内容	<div style="border: 1px solid black; border-radius: 15px; padding: 5px; display: inline-block;"> どこで、どのような活動をしているのかを箇条書きで具体的に記入してください。 </div>	
これまでに助成金や委託を受けた実績	これまでに本市又は国、地方公共団体及びそれらの外郭団体の事業を受託し、又は助成金の交付を受けたことがある場合は、事業名・委託契約先・受託時期を記入してください(過去5年間程度)。 ・ 年 市 助成金(万円) ・ 年 市 委託料(万円)	
	<div style="border: 1px solid black; border-radius: 15px; padding: 5px; display: inline-block;"> いつ、どこの都市で、どのような内容の委託、助成金を受けたことがあるのかを箇条書きで記入してください。 </div>	

平成19年度 高津区協働推進事業外部評価団体 募集要項

高津区では、区の自主企画事業について、
外部の視点から事業評価を実施し、事業の改善に向けた提案を
行っていただける外部評価団体を募集します。

募集期間：平成19年2月20日～3月20日

説明会：日時 / 平成19年2月20日（火）午後6時～7時

場所 / 高津区役所5階第2会議室

問合せ：川崎市高津区役所総務企画課

電話 / 044(861)3131、FAX / 044(861)3103

メール / takatuku@city.kawasaki.jp



1 実施目的 ～何で外部評価を行うの？～

高津区協働推進事業^()の実施にあたり、これまでの行政内部の事業評価にはない外部の視点を加えた評価を行うことにより、より区民のニーズを反映した、あるいは、地域の課題解決につながる事業への踏み込んだ改善を図り、さらに、評価を通じた市民との協働の促進と事業の透明性の向上などを図ることを目的とします。

高津区協働推進事業とは、区民の参加と協働により、地域の課題解決や地域の特性を活かした事業などを、高津区自らが企画し実施する事業をいいます。

2 評価対象 ～何を評価するの？～

高津区協働推進事業のうち、これまでに実施した事業、現在実施している事業、又は今後実施する予定がある事業で、一定の事業規模と継続性があり、かつ課題があつて、事業の見直しや新たな展開が求められる事業を評価対象とします。ただし、平成18年度に外部評価の対象とした事業は除くものとします。具体的には、平成19年度は、次の6事業を対象とします。各評価対象事業の概要は別紙1「外部評価対象事業一覧表」をご参照ください。

- (ア) 高津区放置自転車対策事業（平成16～18年度分）
- (イ) たかつ区健康福祉まつり（平成16～18年度分）
- (ウ) 花と緑のたかつ推進事業（平成16～18年度分）
- (エ) 高津区音楽のまち推進事業（平成16～18年度分）
- (オ) 高津区総合ガイドマップ作成事業（平成16～18年度分）
- (カ) 高津区役所窓口サービス改善関係事業（平成16～18年度分）

3 評価主体 ～誰が評価するの？～

評価を行うことができる主体は、次の要件に該当する団体（ ）とします。

(ア) 活動拠点(事務所又は活動場所)を川崎市内又は近隣自治体内に有すること

(イ) 評価を行う上で支障のない一定の活動資金を有すること

(ウ) 評価を行おうとする事業に関する知識と事業評価、政策提言、調査研究などの実績又は能力を有していること

ここでいう団体には、NPO法人、任意の市民活動団体、公益法人、企業、学校など、複数の者から構成されるあらゆる団体が該当します。

また、複数の団体がこの評価を行うために、共同することもできるものとします。この場合は、その組織全体として上記要件に該当する必要がある、契約や委託料の支払などの関係上、代表団体を決めていただく必要があります。

4 評価主体の募集方法 ～どうやって応募すればいいの？～

評価を行う主体は、次により公募するものとします。なお、今回応募できるのは、各団体1事業までとします。

ア 募集期間

平成19年2月20日～3月20日

受付時間は、平日の午前8時半～正午と午後1時～5時です。

イ 募集説明会

平成19年2月20日(火)午後6時～7時

高津区役所5階第2会議室



ウ 提出書類

(ア) 外部評価計画書(様式1)()

(イ) 外部評価団体調書(様式2)()

(ウ) その他、外部評価団体調書の記載内容を証明する書類として、団体概要、団体の定款・規約・会則、構成員名簿、収支決算書、年間の事業報告書、事業評価・政策提言・調査研究などの評価書・提言書・報告書など()

様式1、2(W o r d形式)は川崎市高津区役所ホームページからダウンロードできます。

(アクセス方法: 高津区ホームページ 高津区をつくろう 高津区協働推進事業)

ここに、列挙されている書類はいずれも必須提出書類です。この他、必要に応じて、書類の追加提出をお願いする場合があります。

エ 提出方法

郵送又は持参()

提出は、受付時に書類に不備がないかを確認したいので、なるべく持参によりお願いします。
郵送の場合は、3月20日必着です。

オ 提出先

〒213 - 8570 川崎市高津区下作延274 - 2
川崎市高津区役所総務企画課企画調整担当

5 評価対象及び評価主体の選定方法 ~どのように選ばれるの?~

評価対象及び評価主体の選定は、区が書類選考で一次選考を行い、別に定めるところにより設置する高津区協働推進事業協働事業提案・外部評価団体選考委員会⁽¹⁾が面談による選考で二次選考を行って、区長が最終的に2事業2団体以内⁽²⁾で行うものとし、選定は、3月下旬~4月中旬の間⁽³⁾に行うものとし、評価



体制の充実度・妥当性、評価点の的確性、評価方法・評価スケジュールの具体性・妥当性、評価費用の妥当性、団体としての信頼性、評価を行おうとする事業に関する知識と事業評価・政策提言・調査研究等の実績など⁽⁴⁾を総合的に勘案して決定するものとします。⁽⁵⁾

- 1 この選考委員会は、外部の有識者で構成されています。
- 2 このとき、事業の重複は認められません。
- 3 選定の詳細なスケジュールは、一次選考を3月下旬、二次選考を4月5日(木)の午前中、最終選定を4月中旬ごろに予定しています。
- 4 各審査項目の主な着眼点は、別紙2「各応募案件の選考のポイント」をご参照ください。
- 5 一次選考の結果と最終選定の結果は、各選考・選定の対象となった全応募内容について、メール又は郵送などによりお送りします。また、応募状況と最終選定の結果については、ホームページなどでも公表させていただきます。

6 評価期間 ~いつ評価するの?~

評価を行う期間は、評価結果の提出までを含めて、4月~10月の範囲とします。

7 評価費用 ~いくらで評価するの?~

評価費用は、1事業につき60万円を限度とします。計上できる経費は、この評価に掛かる人件費、交通費、消耗品費、印刷費、通信費などで、事業に関わりのない団体の運営経費は対象外となります。

8 評価点 ~どんな点について評価するの?~

評価点は、区が挙げた課題に対し、評価主体が必要と認める評価点を提案し、区と協議の上、決定するものとします。各評価対象事業の課題は別紙1「外部評価対象事業一覧表」をご参照ください。

9 評価方法 ~どうやって評価するの?~

評価の方法は、書類審査、アンケート調査、ヒアリング調査、他区・他都市との比較調査などから、必要な方法を評価主体が提案し、区と協議の上、決定するものとします。



10 評価結果の取扱い ~評価した結果はどうすればよいの?~

評価の結果は、書面にし、評価の客観的な裏づけと実現可能な具体的改善策を付して、中間報告(評価の方向性をあらかじめ示し区と調整を図るために行うもの。A4用紙に5頁かつ8,000字以上)と最終報告(中間報告での区との調整経過を踏まえ、中間報告の内容をさらに補強・修正などさせたもの。A4用紙に10頁かつ16,000字以上)の二度提出するとともに、その講評を行うものとします。()



提出いただいた評価結果は、ホームページなどで公表させていただきます。

11 評価結果の反映と反映方針の公表 ~評価結果はどう活かされ、その方針は公表されるの?~

評価の結果は、次年度の予算要求などに反映させるよう努めるとともに、その反映方針を公表するものとします。



川崎市高津区役所

平成19年度 高津区協働推進事業外部評価対象事業一覧表(改訂版)

対象事業名	所管部署	事業の目的及び内容	事業費	事業の課題
高津区放置自転車対策事業(H16～18年度)	地域振興課	高津区内の放置自転車を減少させるため、チラシの配布などによる啓発キャンペーンの実施や駐輪禁止のバリケード・サインタワーなどの設置による放置自転車の予防措置を講じる。また、特に放置自転車の多い溝口駅周辺の自転車利用者の実態調査なども行う。	2,840千円(H16年度) 1,306千円(H17年度) 1,386千円(H18年度)	市(建設局自転車対策室)の施策を含めた高津区内での総合的な放置自転車対策のあり方とその中で区が行える対策 効果的な予防・啓発事業の実施方法
たかつ区健康福祉まつり(H16～18年度)	地域保健福祉課	区民ががつどい健康と福祉について考える場を創出するため、健康福祉関係の団体や機関などによる催しや展示(講演会、福祉施設自主製品販売、福祉用具展、相談コーナーなど)を行う。	1,601千円(H16年度) 1,561千円(H17年度) 1,496千円(H18年度)	事業の波及効果を高めるための方策 より幅広い層の区民などの参加を得るための方法
花と緑のたかつ推進事業(H16～18年度)	地域振興課	花と緑のまちづくりを推進するため、区内の公共施設前や溝口駅前キラリデッキ上、野川柿生線沿いなどにコンテナガーデンや花壇を設置し、区民に管理などを行ってもらう。また、美化モデル地区町会に区の花である水仙の配布なども行う。	2,448千円(H16年度) 2,612千円(H17年度) 2,041千円(H18年度)	事業に広がりを持たせるための方策 コンテナガーデンや花壇などの設置箇所の適当性
高津区音楽のまち推進事業(H16～18年度)	地域振興課	音楽を通じて区民にゆとりと安らぎを提供するとともに、地域の音楽文化の振興を図るため、区内各所で様々な主体と連携しコンサート(花コンサート、区民音楽祭、キラリたかつコンサート、子どもの音楽文化体験事業など)を実施する。	3,641千円(H16年度) 5,272千円(H17年度) 4,873千円(H18年度)	音楽のまちを地域に根付かせるための方策 各事業のより効果的で効率的な執行方法
高津区総合ガイドマップ作成事業(H16～18年度)	地域振興課	高津区の基礎的な情報を区民に提供するため、区の地図や公共機関の一覧、バス路線図、区役所の電話番号案内などを掲載したガイドマップを作成し配布する。	990千円(H16年度) 1,260千円(H17年度) 935千円(H18年度)	公共性と区民ニーズを考慮した区の基礎情報の提供のあり方 効率的な発行方法
高津区役所窓口サービス改善関係事業(H16～18年度)	区民サービス部	区民が利用しやすい区役所環境を整備するため、各フロアのカウンターのハイ・ロウや仕切り板、発券機、案内表示、パンフレットスタンド、掲示板などの改善を行う。 市民向け掲示設備設置事業&1階・橋出張所窓口サービス改善事業(H16年度)、保健福祉センター情報コーナー等設置事業(H17年度)、4階窓口サービス改善事業&市民税課・橋出張所窓口サービス向上事業(H18年度)	1,475千円(H16年度) 594千円(H17年度) 3,694千円(H18年度)	区民の視点に立った区役所環境整備のあり方 計画的で効果的な事業の執行方法 <div style="border: 1px dashed black; padding: 5px; width: fit-content; margin: 10px auto;">注) は政策評価的な観点からの課題、 は事業評価的な観点からの課題</div>

事業費のH18年度の金額は決算見込額です。したがって、実際のH18年度の事業費は若干異なってくる場合があります。

平成19年度 高津区協働推進事業外部評価団体 募集要項のポイント

1 実施目的

18年度と同様に、高津区が行う自主企画事業について、行政内部の事業評価にはない外部の視点を加えた評価を行うことにより、事業のより踏み込んだ改善と評価を通じた市民との協働の促進を図ることを最大の目的とした。

2 評価対象

評価対象の要件の厳密化と評価主体の選択幅の拡大を図るため、

評価対象の要件に、「継続性」と「18年度に外部評価の対象となっていないこと」を加えた。

具体的評価対象として、「放置自転車」、「花と緑」、「音楽」、「健康福祉まつり」、「窓口サービス」、「ガイドマップ作成」の6事業を選出、その中から評価対象を選択できるようにした。各評価対象の概要は、別紙1「外部評価対象事業一覧表」を参照。

3 評価主体

評価主体の要件のさらなる具体化を図るため、

評価主体の要件に、活動拠点・活動資金の要件以外に、評価主体の実績又は能力として、事業評価や政策提言の実績などのほか、調査研究の実績などについても考慮することを加えた。

4 評価主体の募集方法

評価主体の調査能力の確保と評価計画の検討期間の拡充、提出書類の重点化などを行うため、

評価主体の応募条件として、18年度は認めていた複数事業への応募について、19年度は各団体1事業までとすることとした。

募集期間について、18年度は20日間であったが、19年度は2月20日～3月20日の1箇月間とすることとした。

提出書類について、様式1・2は変更なし。その他の提出書類として、新たにパンフレットやホームページなどの団体概要と事業評価・政策提言の評価書・提言書のほかに調査研究などの報告書を加え、19年度の収支予算書と事業計画書は求めないこととした。

提出方法は、18年度と同様、郵送又は持参によるものとしたが、受付時に書類に不備などがなければ確認したいので、なるべく持参によるようお願いするものとした。

5 評価対象及び評価主体の選定方法

評価対象の選定方法の客観化と評価主体の選定方法の厳格化・透明性向上などを行うため、

評価対象の選定について、18年度は区で行ったが、19年度はその部分も含め評価主体の選定に併せて選考委員会の選考を経て行うこととした。

評価主体の選定について、18年度は選考委員会の書類選考だけによっていたが、19年度は区が書類選考で一次選考を行い、選考委員会が面談による選考で二次選考を行って、区長が最終的に選定することとした。なお、一次選考は3月下旬、二次選考は4月5日(木)の午前中、最終選定は4月中旬ごろに実施。

評価対象及び評価主体の選定数について、18年度は3事業に各1団体としていたが、各事業について、よりの確な対応が行えるよう2事業2団体以内で事業の重複はなしとした。

評価主体の具体的選定方法について、7つの審査項目だけでなく、その主な着眼点22個も事前に別紙2で公表するようにした。

特に、評価主体に意識してもらいたい着眼点としては、評価体制の充実度・妥当性のところで「責任者・各担当者等の役割が明確かつ具体的になっているか」と、評価点の的確性のところで「事業の課題をよく捉え、的確かつ効果的な評価点が設定されているか」、「評価点の設定に無理がないか」、評価方法の具体性・妥当性のところで「評価点にあげられた事項を評価し改善提案を行うために、必要かつ十分な評価方法がとられているか」、「評価方法の設定に無理がないか」、評価スケジュールの具体性・妥当性のところで「評価を行う上で、区との意見交換や調整の場と時間が各工程において十分に確保されているか」、評価費用の妥当性のところで「評価費用の積算が過少・過大になされていないか」などがあげられる。

6 評価期間

より充実した評価が行えるよう評価期間の延長を図り、評価対象ごとに柔軟な対応ができるようにするため、

評価期間を18年度の5月から8月までとしていたものから、19年度は4月から10月までの範囲とした。

7 評価費用

より充実した評価が行えるよう評価費用の増額を図るため、

評価費用について、18年度は1事業あたり50万円が上限額であったが、19年度は1事業あたり60万円を上限額とした。

8、9 評価点及び評価方法

評価点と評価方法の決定方法の柔軟化を図り、評価主体の自主性を高めるため、

評価点については、区からは事業の課題だけをあげ、評価主体が必要と認める評価点を提案し、区と協議の上、決定することとした。各評価対象事業の課題は別紙1「外部評価対象事業一覧表」を参照。

評価方法については、区からは特に指定をせず、評価主体が必要な方法を提案し、区と協議の上、決定することとした。

10 評価結果の取扱い

評価結果の取扱いの厳格化を図るため、

評価結果の提出を中間報告と最終報告の二度行うよう規定上明記し、それぞれの報告の位置づけを「評価の方向性をあらかじめ示し区と調整を図るために行う中間報告」と「中間報告での区との調整経過を踏まえ、中間報告の内容をさらに補強・修正などさせた最終報告」というように明確にした。

中間報告の水準を高めるため、提出要件を18年度の「A4用紙に2頁かつ3,200字以上」というものから、19年度は「A4用紙に5頁かつ8,000字以上」というようにした。

1.1 評価結果の反映と反映方針の公表

18年度と同様に、評価の結果は、次年度すなわち20年度の予算要求などに反映させるよう努めるものとし、その反映方針も公表するものとした。

高津区協働推進事業外部評価事業 各応募案件の選考のポイント

審査項目	着眼点
評価体制の充実度・妥当性	<ul style="list-style-type: none"> ・人数はしっかり確保されているか。 ・責任体制が明確になっているか。 ・責任者・各担当者等の能力は期待できるか。 ・責任者・各担当者等の役割が明確かつ具体的になっているか。
評価点の的確性	<ul style="list-style-type: none"> ・事業の課題をよく捉え、的確かつ効果的な評価点が設定されているか。 ・評価点に創意工夫が見られるか。 ・評価点の設定に無理がないか(=実現性があるか)。
評価方法の具体性・妥当性	<ul style="list-style-type: none"> ・評価点にあげられた事項を評価し改善提案を行うために、必要十分な評価方法がとられているか。 ・評価方法に創意工夫が見られるか。 ・評価方法の設定に無理がないか(=実現性があるか)。
評価スケジュールの具体性・妥当性	<ul style="list-style-type: none"> ・評価方法にあげられた事項が、無理なくスケジュールリングされているか。 ・評価を行ううえで、区との意見交換や調整の場と時間が各工程において十分に確保されているか。
評価費用の妥当性	<ul style="list-style-type: none"> ・評価費用の積算が適正になされているか(過少・過大になされていないか)。 ・事業に係る以外の費用が積算されていないか。
団体としての信頼性	<ul style="list-style-type: none"> ・発足・認証から一定の歳月を経過しているか。 ・構成員数は相応にあるか。 ・年間の活動予算は相応にあるか。 ・団体自体がしっかりしているか。 ・年間の事業実績は相応にあるか。
評価を行おうとする事業に関する知識と事業評価・政策提言・調査研究などの実績又は能力	<ul style="list-style-type: none"> ・評価を行おうとする事業に関する知識が幅広くあるか。 ・事業評価・政策提言・調査研究などの実績があって、その内容は十分なものであるか。 ・事業評価・政策提言・調査研究などの実績はないが、評価を行えるとする客観的理由があり、それが期待されるか。

高津区協働推進事業 外部評価計画書

平成19年 月 日

川崎市高津区長

団体名
代表者名

評価対象	
評価体制	
評価点	
評価方法	
評価スケジュール	
評価費用	

この様式に書ききれない場合は、別途任意の様式に、必要事項を記入し、提出してください。

高津区協働推進事業 外部評価団体調書

平成19年 月 日

川崎市高津区長

団体名
代表者名

団体名	
所在地	
代表者	
連絡先	
発足・認証年月日	発足 認証
発足目的	
構成員数	
主な活動地域	
年間予算	
主な活動内容及び活動実績 (対象事業について評価を行えるとする理由)	

この様式に書ききれない場合は、別途任意の様式に、必要事項を記入し、提出してください。

高津区協働推進事業 外部評価計画書(記入の仕方)

平成19年 月 日

川崎市高津区長

団体名
代表者名

評価対象	募集要項に掲げられている事業の中から評価の対象とする事業名を記入してください
評価体制	評価に関わる人数、評価における具体的な役割、団体での役職、氏名、事業評価・政策提言・調査研究などの個人としての実績などを記入してください
評価点	別紙1「外部評価対象事業一覧表」に掲げられている評価対象事業の課題に対し、必要と認められる評価点を具体的に記入してください。
評価方法	評価点としてあげた点を評価し、改善提案を行うのに、必要な評価方法を具体的に記入してください。
評価スケジュール	評価方法としてあげた事項や区との意見交換・調整等のスケジュールを具体的に記入してください。
評価費用	評価に掛かる人件費、交通費、消耗品費、印刷費、通信費などの内訳とその積算根拠及び合計金額を税込みで記入してください。

この様式に書ききれない場合は、別途任意の様式に、必要事項を記入し、提出してください。

高津区協働推進事業 外部評価団体調書(記入の仕方)

平成19年 月 日

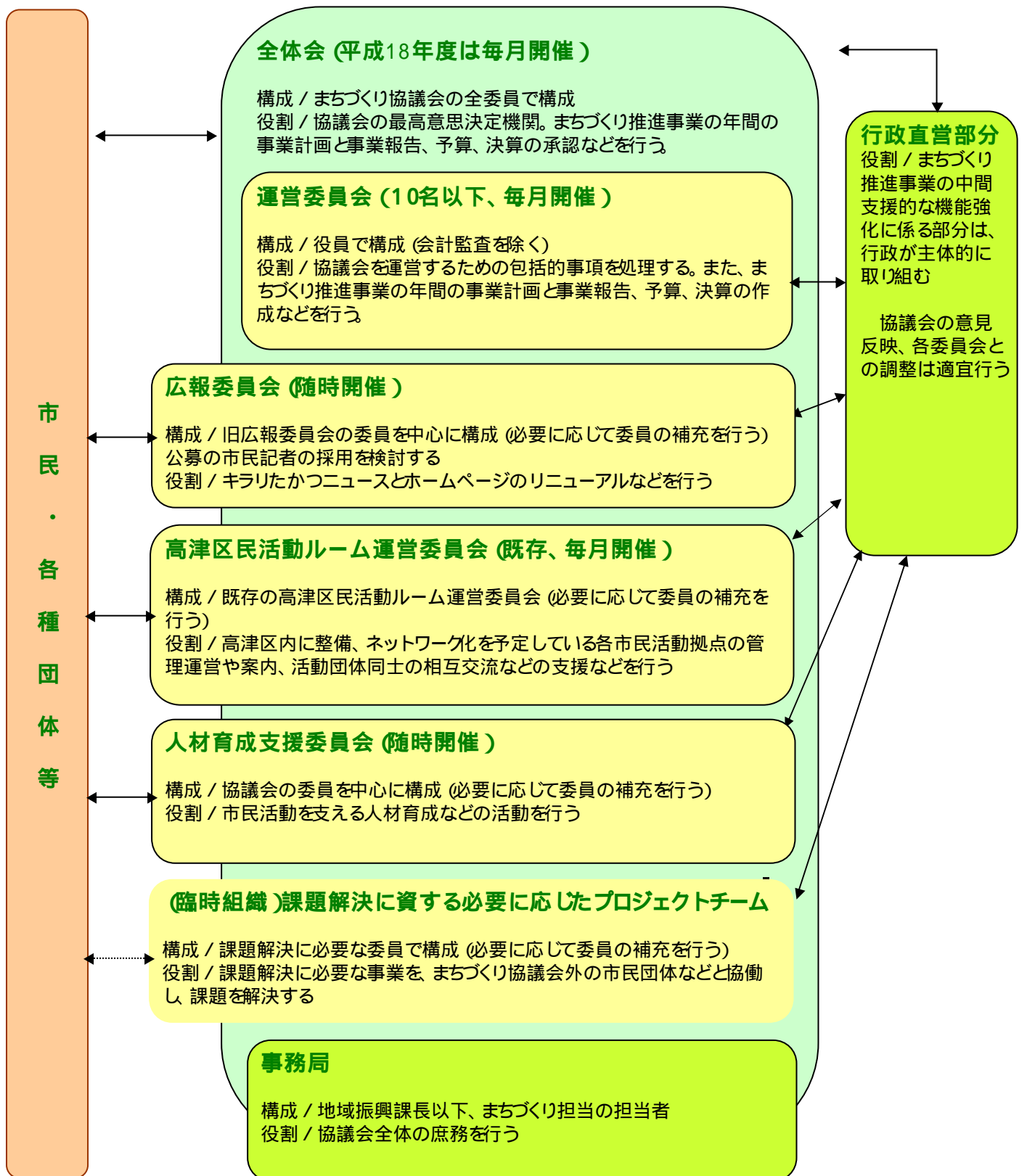
川崎市高津区長

団体名
代表者名

団体名	
所在地	〒
代表者	
連絡先	担当者 電話 FAX メール
発足・認証年月日	発足 認証
発足目的	定款や規約、会則などに記載された目的を記入してください。
構成員数	直近の構成員数を記入してください。
主な活動地域	市及び区名まで記入してください。
年間予算	通常の年間予算額を千円単位で記入してください。
主な活動内容及び活動実績 (対象事業について評価を行えるとする理由)	<p>評価を行おうとする事業に係る活動内容及び活動実績と、事業評価・政策提言・調査研究などの実績の実施時期、内容、委託元、費用などを記入してください(委託元、費用はその実績が委託を受けて行った場合のみで結構です)。</p> <p style="text-align: center;">or</p> <p>団体として適当な活動内容及び活動実績がない場合は、対象事業について評価を行えるとする理由を記入してください。</p>

この様式に書ききれない場合は、別途任意の様式に、必要事項を記入し、提出してください。

第4期 高津区まちづくり協議会 組織図



進めよう
まちづくり

キラリ

たがっ ニュース

2007 (平成19年)

3.1

高津区
まちづくり協議会

no.30

- [1面] 特集告知
薬医門公園オープニング
- [2-3面] イベント告知
市民活動支援ルーム 4月スタート ほか
- [4-5面] 特集紹介
まちづくり協議会 新体制について
- [6-7面] 森のコンサート
終了したイベントの報告 ほか
- [8面] まちづくり協議会 委員募集
編集後記 ほか



久本薬医門公園が完成します ～記念イベントが満載～

緑の入り口、門と蔵のある由緒ある公園

溝口駅南口から洗足学園方向へ歩いて10分、右手に蔵と古い門が見えるのが久本薬医門公園です。江戸時代から8代続いた医家、岡家の屋敷跡で、江戸時代末期の建築と伝えられ、黒澤明監督の映画「赤ひげ」養生所のモデルにもなりました。庭は明治時代の作と伝えられ、カシの屋敷林や枯山水の築庭でした。残された庭は、溝口駅南側に見える久本山、末長熊野森へと続く緑の入り口です。

みんなが使えるイベント広場としてオープン

門を入ると、山の緑を借景に、赤松の古木や石灯笼などを配した日本庭園を眺めることができます。園内には、新しく植えた梅、しだれざくらの古木、白薔薇、禅寺丸柿など、多くの種類の樹木があります。公園内では、憩いの場として、また広々とした空間を楽しむように遊具は置かず、みんなの集まれるイベント広場として利用できるように配慮されています。残された蔵は整備され、小集会、趣味の作品展示、民話の会、子どもお話し会などが開催できるようになりました。

※この公園の完成記念イベントが3月17日から始まります(→詳細は3ページ)。

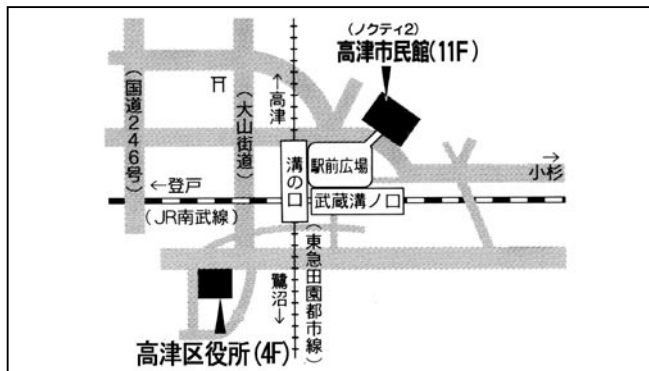
市民活動支援ルーム、4月からスタートします

新発足する高津区市民活動支援ルームは、活動場所や情報の提供など、拠点として市民活動を支援し、活動団体相互や市民・行政など各組織間の交流・協働を促進することを目的としています。高津区まちづくり協議会は市民活動中間支援の一環として運営のお手伝いをします。

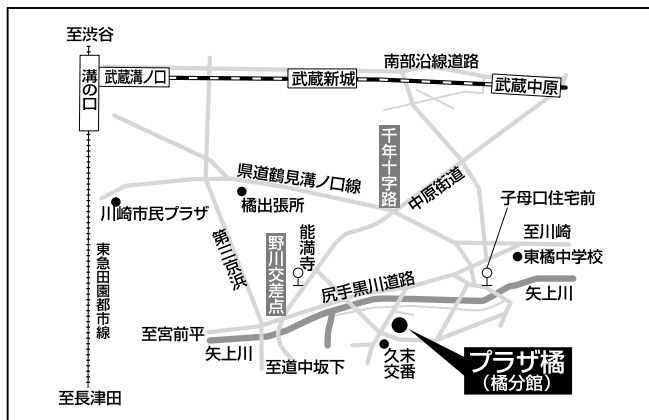
市民活動支援ルームの施設

- 市民活動ルーム1(区役所4階)
会議室(定員18人)
- 市民活動ルーム2(区拠点4階)
作業室(印刷、製本ができます)
- 市民活動ルーム3(高津市民館11階)
打ち合わせスペース(定員8人、印刷可)
- 市民活動ルーム4(プラザ橋1階)
打ち合わせスペース(定員24人、印刷可)

事前に「利用登録」を!
[申込み先] 市民活動支援ルーム運営委員会
電話:044-812-1218



高津区役所、高津市民館 案内図



プラザ橋 案内図

円筒分水で春よ来い!

「円筒分水スプリングフェスタ」を開催します。3回目の今年は暖冬で、桜の開花も期待できます。



お琴と尺八の演奏を聴きながら、野点の風流を楽しみます

ニヶ領用水に入っておそうじしよう!

スプリングフェスタの準備として、円筒分水広場とニヶ領用水のお掃除を行います。地上のごみ拾いだけでなく、ゴム長靴を履いて、用水路内の清掃も行います。いつもと違った視点でまちを眺めることもできますよ。

イベントは、お琴と尺八、子ども太鼓の演奏、演奏を聴きながらお抹茶を楽しむ野点で盛り上がります。活動団体の紹介コーナーでは、竹炭の配布、竹細工や手作り風車などのおもちゃ遊び、俳句の投稿・展示などがあります。地元の「久地第一子ども会」からは、お菓子と飲み物の配布を予定しています。子どもから高齢者まで、幅広く楽しめるイベントですので、皆様お誘い合わせの上、ご来場ください。

日 時: 3月24日(土)13:00~15:00
※雨天の場合翌日に延期
※当日問合せ先:0180-993-213

場 所: ニヶ領用水久地円筒分水

日 時: 3月18日(日)10:00~12:00
※小雨決行

集合場所: ニヶ領用水久地円筒分水
実施区間: 円筒分水~国道246

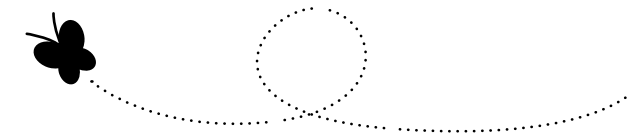
花街道をみんなでキレイに!

溝口駅南口の再開発に伴い、久本薬医門公園、洗足学園、斜面緑地などの地域資源を活かした溝口駅南口の「顔」となる景観整備工事が始められています。

花街道では、5箇所の花壇を公募の区民グループや地域老人会のメンバーが協力して管理しています。景観整備工事によって一新される花壇の土作り、花の苗の植栽を行い久本薬医門公園オープニングに合わせ手入れをしています。

花街道の花壇の費用は高津区の事業費の一部で負担されており、肥料や苗の購入、土作り、植栽、水遣り、草むしり等管理作業は区民のボランティアです。花壇も増設される予定です。

溝口駅南口に適した街路景観形成のためには、花壇だけでなく周辺の美化活動が大切です。多くの皆さんの参加を待っています。



花街道花壇



公募の区民グループや地域老人会のメンバーが協力して管理しています

高津のおへそに、みんなあつまれ!

久本薬医門公園完成記念イベント・プログラム ~歌と踊りとお話し会そして「ふるしき展」~

この公園は高津区の真ん中、溝口駅から近く、歴史ある緑と水の暮らしを伝える場所、大切なおへそになります。皆が交流できる場を豊かにし、集まって楽しむ、そうした時間をもってこそ暮らしやすいまちづくりです。それがこの庭でできるなら嬉しいと、芸術と文化の香りがただよう森から声が聞こえてくるようです。



久本薬医門公園の完成予想図

3月17日から23日まで完成記念イベント週間が開かれます。このイベント週間は市民による実行委員会ですべて企画され、ボランティア出演の皆様のご協力によって開催されます。

17日(土)	11:00~11:50 12:00~14:00	セレモニー 地元参加ステージ 詩吟、民謡、サンシン、久本音頭、高津音頭など
18日(日)	10:00~15:00	陶芸・食器作りを楽しむ 陶芸教室 (要事前予約:833-3560 持田まで) 吹奏楽演奏、竹細工
19日(月)	11:00~14:00	「ふるしき」結び方講習会
20日(火)	11:00~12:00	植木剪定講座
21日(水)	11:00~15:00	アジアの歌と踊り、親子で楽しむ青空コンサートなど
22日(木)	11:30~12:00	子どもお話し会(蔵の中)
23日(金)	13:30~14:30	民話を語る会、郷土の歴史を語る会

まちづくり協議会 第4期スタート!

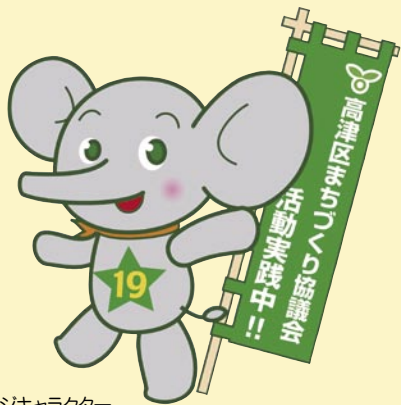
平成11年発足して以来、行政計画への参画や、テーマ型の部会による実践・研究活動を行ってきました。これまでの活動をさらに発展させるためには、多くの区民の方々と連携が必要です。そこで、昨年9月からの第4期のまちづくり協議会は、『協働によるまちづくりの推進』を基本目標として掲げ、市民どうしや、市民と行政が協力してまちづくりに取り組めるように、右ページ記載の3つの役割を担うこととなりました。



「市民活動の支援と協働について」と題して、(財)かわさき市民活動センターの小倉敬子理事長をお招きして、講座を開催しました

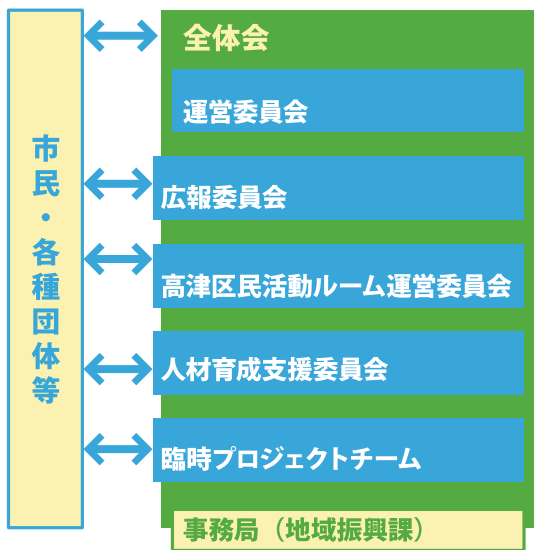


「ボートに乗って、二ヶ領用水からまちを見よう」と題し、「多摩川リバーシップの会」の協力を得て、二ヶ領用水にEボートを浮かべ、大石橋から曙橋までの約100mの川下りを実施しました。



イメージキャラクター
イクソーくん

第4期 高津区まちづくり協議会 組織図



委員推薦団体を
紹介します!

まちづくり協議会の3つの役割～協働によるまちづくりの推進をめざして～

1: 協働の担い手(人材)の発掘や養成

● 新たな人材の発掘

区内には暮らしやすいまちづくりのために、自分も何かしたいと思っている人がたくさんいます。そうした関心を高めて、まちづくり活動に参加する機会をつくり、新たに地域のまちづくりの担い手が生まれるように、市民活動見本市の開催などにより、区民と市民活動をつなげる役割を担います。

● まちづくり活動グループやリーダーの育成

区内には既に、環境、子育て、福祉、地域など様々な活動に取り組んでいる団体・グループがありますが、活動の輪がなかなか広がらないという課題を抱えています。そうした市民活動グループの運営や企画作りの方法などを学習する講習会を開催し、リーダーの育成を図ります。

2: 協働の拠点(場所)の整備と運営

● 新たな市民活動支援ルームのルールづくり

これまでの市民活動支援ルーム「コムちどり」が移転し、4月から、3ヶ所に市民活動支援ルームができます。これまでの経験を生かしながら、新たな市民活動の拠点

における利用のあり方、ルールなどを検討し、区民が利用しやすい施設をめざしています。

● 市民活動支援ルームの利用者団体の交流

市民活動支援ルームを利用する様々な団体が交流し、お互いの特徴を生かした連携が図れるように、交流イベントなどの情報交換が行える場をつくります。

3: 協働の情報の発信

● キラリたかつニュースの発行

「キラリたかつニュース」では、協議会の活動だけではなく、様々な市民活動を広く区民の皆様にお知らせします。

● ホームページのリニューアル

高津区のホームページ内にある、協議会のサイトをリニューアルし、協議会の活動や各市民団体の活動をタイムリーに紹介していきます。

● 高津区協働推進バンクの構築

将来的には、地域のまちづくり活動の社会的資源(人材、活動団体、活動場所、資金支援情報、イベント情報など)の蓄積を図った「高津区協働推進バンク」の構築をめざします。

地域での民生委員児童委員の活動

高津区での地域福祉活動の推進のために、高津区民生委員児童委員協議会を組織し活動をしています。

Q: どんな地区割りになっていますか。

高津区民生委員児童委員協議会は、大きく7つに地区割りをし、より地域に密着して活動できるよう努めています。

- 高津第一地区(溝口、久地、宇奈根)
- 高津第二地区(下作延、久本、坂戸)
- 高津第三地区(二子、諏訪、北見方、下野毛)
- 高津第四地区(上作延、向ヶ丘、梶ヶ谷)
- 橋第一地区(末長、新作)
- 橋第二地区(千年、子母口、千年新町)
- 橋第三地区(久末、蟹ヶ谷、野川、明津)

Q: どんな活動をしていますか。

ご高齢者の方々には、見守り事業、会食会、ミニデイ、予防介護の推進、すこやか活動等、住み慣れた“まち”で安心して楽しく生活していけるように活動しています。

また、子育て支援として0歳から未就学児童へのサロン、野外での芋ほり体験、移動動物園、映画鑑賞会等、色々なイベント等を開催して地域の子ども達がすこやかに成長できるよう活動しています。



「ふれあい子育てサロン・きらり」の様

高津区全町内会連合会の紹介

Q: どんな団体ですか。

高津区には、町内会・自治会(以下町内会という)が高津地区53橋地区52合計105あり、「住み良く・明るいまちづくり」のために高津と橋地区に地区連合町内会があります。この両者を併せたのが高津区全町内会連合会です。更に市全体で川崎市全町内会連合会があり、行政と協働して「まちづくり」活動をしています。

Q: どんな活動をしていますか。

先ず単位団体である町内会の活動について

各町内会は、地域住民が安心して住める環境づくりのために、地域に即した次のような活動をしています。積極的に町内会活動に参加しましょう。

1: 災害に強いまちづくり

普段から隣近所で協力し合える防災訓練の実施。

2: 安心して暮らせるまちづくり

交通安全活動や防犯パトロールを実施すると共に、町内の防犯灯の設置や維持管理。

3: きれいなまちづくり

ごみ集積所の維持管理、資源分別収集、公園道路など美化活動。

4: 情報を共有するまちづくり

「市政だより」「選挙公報」をはじめ生活に役立つ情報・広報誌を配布(回覧)しています。

5: ふれあいのあるまちづくり

祭り、盆踊り、運動会など、気軽に参加できふれあいのある街づくりの実践に取り組んでいます。

全(地区)町内会連合会の活動について

[基本的事項]

- 1: 地区自治会の活動情報の相互交換、効率的運営
- 2: 地域社会の振興発展と福祉増進
- 3: 地区自治会の使命達成と市政への協力の研究

[具体的事項]

- 1: 高津区民祭/橋ふるさと祭りへの協力協賛
- 2: 高津区ソフト/バレ-ポ-ル大会の開催
- 3: 親子運動会の開催
- 4: 防災訓練の実施
- 5: 高津区賀詞交換会の開催など。

「一緒に歌おう！ドレミュージック～森のコンサート～」

昼休みのひとときに「森のコンサート」が開催されます。主催は、花・コンサート運営委員会。高津区役所で毎月開催されている「花・コンサート」を運営している市民ボランティア団体です。そのコンサートが橘出張所へまさしく出張します。

川崎市はご存知の通り「音楽のまち・かわさき」。地域のさまざまな場所で気軽に音楽に楽しんで欲しいという思いからコンサートが開催され、私も各地でコンサートに出演させていただいています。なかなかコンサートへ足を運ぶことができない方々にも音楽を楽しんでいただきたい、そんな思いから私は地域での活動を始めました。「音楽」とは字の通り「音」を「楽しむ」もの。ときには一緒に大きな声で歌ったり、楽しんだり、昔を思い出したり、涙を流したり…。音楽には人の心に訴える大きな力があるといつも感じます。

そんな優しい「音楽」が街なかにあふれている…なんてすばらしいことなのでしょう！

「高津区」はこれからも多くの人々の心にたくさんの思い出を残していく、私たちの大切な“ふるさと”であって欲しい、そしてこれからも「音楽」を通して人々が交流できる“ふるさと”であって欲しいと願っています。

～出演者から～



コンサートの様子

一緒に歌おう！ ドレミュージック ～森のコンサート～

日時：3月13日
12:10～12:50

場所：橘出張所 2階会議室

出演：桜井純恵、樺山潤一郎

曲目：春がきた、ドレミのうたほか

梶が谷駅前をひとにやさしい空間に…

2年前に発足した、地域住民による「梶が谷駅前まちづくり協議会」の活動の成果として、昨年12月に完成した一般車両とタクシー専用の折り返しのできる駅前広場や、駅前側公道の歩道拡幅工事があります。

中でも駅前の歩道は、周辺に合わせたレンガ色の敷石になり、改札口から歩道に出たときの印象がすっかり変わりました。

ところが折角広がった歩道に無造作に置かれた放置自転車やミニバイクが、子供、高齢者、障害のある方の通行を妨げ、多くの人々の迷惑となるほか、風の強い日には転倒のおそれもあり危険であるだけでなく、まちの美観も損ねています。

ボランティアによる放置自転車対策

「梶が谷駅前まちづくり協議会」の有志は12月下旬から高津区役所地域振興課と連携をとりながら、週に1回朝の7時から2時間ほど、駅周辺の自転車等放置禁止区域に停めようとする方々に駐輪場の活用をお願いする活動を始めています。この活動と区による撤去もあって、不法駐輪は一時より減少しましたが、写真のようにまだ目につきます。

「面倒くさい」「ほんの少しの間だけだから」といった何気ない気持ちで放置するのは一人ひとりのマナーの問題です。

一方花壇の手入れや駐輪場脇歩行通路の線路フェンス側に花を植える活動も始めました。ともするとまちづくり活動は「箱ものづくり」のハード分野に偏重しがちですが、当協議会は梶が谷駅前通り振興会、東急電鉄グループ、行政とも連携をより深め、中長期的観点からハード、ソフトのバランスをとりつつ、今後も継続的な活動を進めてまいります。



禁止看板のまん前に、まだ不法駐輪が！

「竹炭焼き教室」を開催しました

高津区市民健康の森を育てる会では、本年初の行事「竹炭焼き教室」を2月4日（日）に行いました。

晴天の下27名の参加者は、竹の窯詰め、火入れを体験し、昼食時には森の畑で収穫した野菜を入れたトン汁を皆で楽しみました。午後は竹の伐採や竹割り、竹炭の窯出しを行いました。竹炭は出来上がり上々。子供たちは竹とんぼ、竹馬などで遊び、竹細工が好きな女性は竹の花器やフラワーポットづくりに挑戦しました。焼き上がった竹炭と竹酢液はお土産にお持ち帰り頂きました。

今年は6月にホタルの鑑賞会、8月には竹細工作り、10月にはさつま芋掘りを予定していますので皆様のご参加をお待ちしております。

(会員募集中)

第1・第3日曜日、第2・第4土曜日、毎週木曜日
午前9時から11時30分まで



炭焼き窯を前にわくわくときどき

水と緑のある暮らしの創造を巡って～まちづくり交流会2006を開催～

昨年11月26日（日）高津区役所において、区内の水と緑のまちづくりに関わる活動団体・個人約110名が集い、活動状況の発表と意見交換を行いました。



会場風景

岸 由二慶應義塾大学教授による、鶴見川流域の自然保護活動の様子や、三浦半島まで続く「イルカ丘陵ネットワーク」に関する基調講演の後、2つの分科会（1円筒分水周辺環境整備と二ヶ領用水流域まちづくり、2花と緑と農のあるまちづくり）に分かれ、参加団体の活動事例発表や参加者からの活発な意見交換の場が持たれました。

一方、会場に入るとDVD「高津の大きな木」が上映されていて区内の保全状況の紹介があり、また「ベストパートナー」出演のミニコンサートが雰囲気盛り上げ、高津区内生産の新鮮野菜の頒布もJA川崎の協力の下に行われ好評を博しました。

ポレポレ通りのモール化 近日完成へ

溝ノ口駅前商店街振興組合では、商業活性化事業の一環としてモール化（まとまった質の高い空間の創出）を進めてきました。「ゆっくりのんびりと楽しんでもらえるまちみち」の確立に向けて、「暖かみがあり繊細でやすらぎの感じられるモダンデザイン」の道路整備、それと連係した販売促進関連の事業強化も視野に入れています。モール化の中心は、「ポレポレ通り」と呼ばれている、横浜銀行前からの直線約300メートルの区間です。「ポレポレ」とは、スワヒリ語で「ゆっくり」の意味で、今回のモール化でもその名を具現化することになるでしょう。

歩道を広げるとともに歩車道を分離し、電線を地中に埋設し、全体的に優しさと広がりを感じられるように舗装材の色彩などにも細かな配慮がなされています。4月15日（日）には、モール化完成記念イベントがあります。皆さんお気軽にお出かけ下さい。



モール化イメージ図

今ある風景から ～第2回まち歩き報告～

2006年12月10日(日)、澄み渡る青空の下で「まち歩き」を行いました。今回のコースは「高津の散歩道」の1つとなっている子母口・千年コースの一部です。

橋出張所→高津区市民健康の森→影向(ようごう)寺→能満(のうまん)寺→橘樹(たちばな)神社→プラザ橘

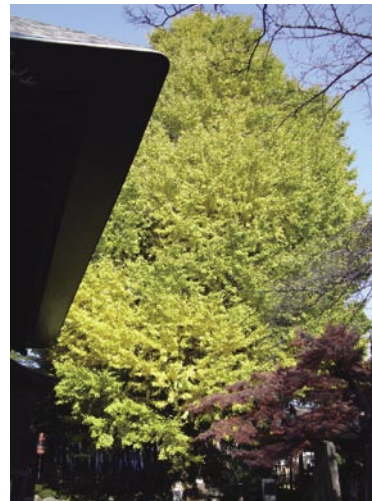
今年から春日台公園として一部が一般開放される高津区市民健康の森では、雑草や竹林で覆われていた森をここまで整備し現在も多様な活動を展開している方々のお話を、また橘樹神社では都市農業の現状について森正さん(子母口北町会会長)のお話を伺うことが出来ました。

また、影向寺境内で紅葉した銀杏や多摩丘陵の微妙に変化した緑など四季の変化が印象的でした。その他にも道端の小さな句碑やお地藏さんが見られ、決して盛り沢山ではないけれど、じっくり味わえば心に染み入る高津の魅力を感じる事が出来ました。

午後は、午前中に歩いて感じたこと、地区の課題等につ

いて意見交換を行いました。高津の魅力を再発見できたことへの喜びや満足感が語られる一方で、コースの案内看板の老朽化や地図の分かりにくさ、文化財の保全の難しさ、等が指摘されました。

時代の流れと共にまちの様相も変化していきます。今ある風景は今だけの風景です。今回のまち歩きで出された課題や問題点を、今後の高津のまちづくりに生かし、もっと多くの人々に高津の魅力を感じてもらおうと共に、よりよい地域づくりに発展させていきたいと思ひます。



見事に黄葉した影向寺の銀杏

まちづくり協議会へのご参加をお待ちしています ～まちづくりは一人ひとりの一歩から輪が広がります～

水と緑豊かな高津らしい風景づくり、子どもから高齢者まで様々な世代が暮らしやすい地域づくりなど、まちづくり活動はとても幅広く、様々な分野があります。区民の皆さん一人ひとりの関心がつながり、活動の輪が広がることにより、少しずつまちは良くなっていきます。協議会は、そうした地域のつながりを育むことにより、高津をより良いまちにしたいという思いで日々活動しています。是非一度、まちづくり協議会の活動に参加してみてください。

活動期間

平成20年3月まで

活動内容

市民活動・まちづくり活動支援の取り組み(→詳細は5ページ)。

応募資格

区内在住・在勤・在学が区内での活動経験がある人

応募方法

住所、氏名、年齢、性別、職業、電話番号、メールアドレス、まちづくり協議会に入って取り組みたいことを記入(書式自由)し直接か郵送で、下記事務局へ。



お問い合わせ・ご連絡先

高津区まちづくり協議会事務局
(高津区役所地域振興課まちづくり担当)

電話: 044-861-3133

Fax: 044-861-3103

E-mail: 67tisin@city.kawasaki.jp

ホームページ: 川崎市→高津区→

区民の活動ページ→高津区まちづくり協議会

編集後記 リニューアルした「キラリたかつニュース」第30号の出来栄はいかがでしょうか? まち協の新しい体制に合わせて、今後カラー頁を含む特集号を年2回発行する予定です。高津区内でまちづくりに活躍する市民団体の紹介も行い、また別途再発するホームページとの連携を図って行きたいと思ひます。ご期待下さい。(MO)

私は以前より広報の仕事に興味があったので、今号から編集の一員に加えていただきました。文章を書くことは得意ではありませんが、一委員として今迄の生活体験をもとにした意見を出していこう、まち協の行事に参加してその体験を記事に書けるように努力していこうと思ひています。(YY)

高津区における市民活動等支援拠点の整備及びネットワーク化の基本方針

1 趣 旨

「川崎再生フロンティアプラン」において、区における市民活動等（以下「市民活動」という。）支援施策として、市民活動等支援拠点（以下「拠点」という。）の整備及びネットワーク化が位置付けられており、具体的な整備内容等を明確にするため、「区、地域レベルでの市民活動支援拠点の整備に関するガイドライン」（以下、「ガイドライン」という。）が、平成18年3月に策定されたところである。

そこで、これらの方針に則り、市民活動を進めている団体を支援し、市民活動の活性化を図るため、活動支援に関わる拠点を整備するとともに、施設の有効活用の観点からネットワーク化を図るための基本方針を定める。

2 施設の整備に関わる基本方針

拠点施設には、市民活動の円滑な支援を行うため、自発的な学習や打ち合わせ等ができる会議室、資料作成に必要な印刷機器等の機材を備えた作業スペース、団体交流や情報発信ができる掲示板及びパンフレットスタンド等の設備等が必要であるが、高津区においては、区拠点、準拠点及び地域拠点の3階層に分けて、それぞれの役割に応じて関係局と話合って環境整備を行う。

なお、活用する施設は、地域バランス、利便性、アクセス及び維持管理等を考慮して、既存の公共施設の有効活用を行う。

（1）区拠点（区役所）

市民活動支援における区の総合的拠点として、会議室のほか、製本までが可能な印刷機器類を備えた作業スペースを整備し、プロジェクター等の機材の貸し出しも行う。また、掲示板及びパンフレットスタンドを設置し、情報発信を行う。

なお、整備に当たっては、現行の区民活動ルームである「コム・ちどり」から、より利便性の高い区役所4階への移転を行う。

（2）準拠点（市民館及び同橋分館（プラザ橋））

区拠点の機能を補完する準拠点として、区役所に近接する市民館内に印刷機を備えた打合せスペースを設置する。

また、橋地区における区拠点に準じる拠点として、市民館橋分館（プラザ橋）内にも印刷機を備えた打合せスペースを設置する。

なお、両施設とも区拠点と同様にパンフレットスタンドを設置し、情報発信を行う。

（3）地域拠点（こども文化センターと「ちどり」のフリールーム）

現在、高津区内に7館あるこども文化センターでは、地域で市民活動をしている人々に目的施設として活用されているが、ガイドラインに則り、より身近な地域レベルの拠点として位置付け、打ち合わせスペース等として活用することとし、施設所管課等に利用者のニーズに応じた環境整備を働き掛ける。

更に、「コム・ちどり」内にあり、子育てグループの活動の場として利用されている「フリールーム」については、拠点機能の区役所移転後も、暫定的措置（3年間）として活用を図る。

【 各拠点における機能一覧 】

階 層	施設名	機能		
		会議室	印 刷	情報発信
区拠点	高津区役所			
準拠点	高津市民館			
	高津市民館橘分館			
地域拠点	こども文化センター			
	ちどりフリールーム	(子育て支援)		

- : 主機能
- : 補助機能
- : 地域性などを考慮した上で、区民ニーズに応じた機能
- : 現行施設の3年間の暫定使用

3 ネットワーク化に関わる基本方針

区拠点、準拠点及び地域拠点については、新たな位置付けにより、相互が有機的に連携・連動するようネットワーク化を図り、区民にとっての利便性を高めることで利用促進を図る。

(1) 利用申込等の整理及びグループウェアサービスの活用

区拠点及び準拠点については、利用申込の統一化を図って行く。地域拠点については、既存の施設管理者の運営方法を基本にしつつ、市民への情報提供や施設の利用状況など可能な限り他の拠点との共通化を図る。また、区拠点で管理するプロジェクター等の機材の貸し出しについては、各施設において共通して利用できるようにする。

なお、インターネットによるグループウェアサービスを活用して、会議室やプロジェクター等の機材の予約状況等を一元的に管理し、各施設において相互にリアルタイムで確認できるようにするとともに、掲示板機能等により各施設間の情報共有を行う。

(2) 情報発信の活用

ネットワーク化された施設の情報については、中間支援組織を志向する高津区まちづくり協議会等と連携し、拠点のホームページを立ち上げることにより、利用案内等について総合的な情報発信を行う。

また、各施設を利用する市民活動団体の情報を収集・発信することにより、情報の提供はもとより、各団体間の情報の共有化を図る。

更に、区拠点及び準拠点については、掲示板及びパンフレットスタンドを設置し、紙媒体の情報発信も併せて行うとともに、地域拠点においても可能な限り施設に協力を求める。

(3) 団体間の交流促進

高津区まちづくり協議会等と連携し、各拠点を利用する様々な分野の市民活動団体に参加を呼び掛ける交流会を開催し、団体相互の交流・連携を図ることにより、市民活動の一層の活性化を図る。

4 整備主体及び管理・運営方法

(1) 整備主体

ガイドラインに基づき、又は準じて、区拠点及び準拠点の整備は、原則として区役所が行う。また、地域拠点の必要な整備については、施設所管課と協議する。

(2) 管理・運営方法

区拠点及び準拠点の管理は、各々の施設管理者が行い、運営については新たに運営組織を設置して委託する。

なお、ガイドラインに則り、行政として施設・機器貸出等の利用者負担は、市民活動支援の一環として無償で提供する。また、本来独自で確保するとされている運営に関わる経費は、将来、運営組織が中間支援組織として自立的な運営を行えるようになるまでの当面の間は、市で負担するものとする。

5 今後の展開可能性

地域拠点については、今後の市民活動の進展状況や地域バランス等を踏まえ、既存の様々な施設の活用を含めて検討する。

高津区市民活動支援ルームが オープンしました。

高津区役所 4階



丁合機



製本機



ラミネーター



印刷機

平成 16 年から高津区久本の「福祉施設 ちどり」3 階で 2 年 8 ヶ月活動をしてきましたが、今回、新しく高津区役所内、高津市民館、そして高津市民館橘分館の 3 ヶ所の会議室等を使って 4 月から再出発することになりました。

この市民活動ルームは、区内でボランティア活動、地域のまちづくり活動を行う団体が事前に登録予約をすることで、活動ルームを利用することができます。活動のための打合せ会議や印刷製本などにご利用いただけます。詳しくは区役所地域振興課へお問合せください。

場 所 : 高津区役所内 4階 会議室と作業室があります。
市民館 1 1階と市民館橋分館の一部を利用します。
(会議スペース兼印刷スペース)

利用日時 : 9 : 0 0 ~ 2 1 : 0 0
(1回を3コマ。9 : 0 0 ~ 1 2 : 0 0 1 3 : 0 0 ~ 1 7 : 0 0 1 7 : 3 0 ~ 2 1 : 0 0)
(作業室を利用する場合は異なります)

休 館 日 : 1 2月 2 9日 ~ 翌年 1月 3日 まで
(その他、各室管理者が特に必要と認めた日)

利用対象 :
・区内で活動している
・営利目的ではない
・不特定多数の利益になることを目指した活動をしている
宗教活動、政治活動や公序良俗に反するものは除く

利用料 : 室料無料(ただし印刷用紙は持参、インク、マスターなどの消耗品は実費負担)

利用できる機器 : 印刷機、ディスクカッター、製本機、ソーター、裁断機、

貸し出しできる機器 : プロジェクター

利用方法 : 利用するためには団体として登録が必要です。
登録の手続は下表を参照して下さい。

申 請 申請書・契約書・団体の活動内容がわかる資料を提出

審 査 運営委員会で登録に適合する団体であるかを審査

承 認 承認されると「利用登録証」を交付

予 約 ルームを利用する場合は、2ヶ月から1週間前までに予約

問合せ 区役所地域振興課 TEL 8 6 1 - 3 1 3 3

FAX 8 6 1 - 3 1 0 3